

◎新潟県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柴倉津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町豊川字家ノ下乙148番1から	新	11.2～59.0メートル	466.1メートル
同郡同町豊川字木戸口甲271番1まで	旧	5.7～14.0メートル	463.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道室谷津川線と重用